

会計名	一般会計	所管	防衛省	令和 06 年度	項	目	目の細分
				歳出予算・継続費	防衛力基盤強化推進費	装備品取得等業務効率化推進庁費	早期装備化推進庁費
					事		項
契約方式				会計法第29条の3第1項の規定による一般競争契約 予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約			

注：1 次のコードによって記入すること。

- (i) 契約の種類 売買…1、製造請負…2、役務（修理）…3、
試作研究…4、賃貸借…5、その他…6
- (ii) 契約方式 一般競争…1、一般競争（銘柄指定）…2、指名競争…3、
随契…4、見積合せ随契…5、一般競争→随契…6、
指名競争→随契…7、一般競争（銘柄指定）→随契…8
- (iii) 契約方法及び特約条項
- 確定契約：基本契約条項…1
 - 超過利益の返納に関する特約条項…
 - 研究委託契約特別条項…
- } 5
- 準確定契約：代金の中途確定に関する特約条項…
 - 代金の中途確定に関する特殊条項…
- } 2
- 契約履行後における代金の確定に関する特約条項…3
 - 特定費目の代金の確定に関する特約条項…4
 - 役務請負契約の代金の確定に関する特約条項…6
- 概算契約：特定費目の代金の実費精算に関する特約条項…8
- 本邦以外の地において補給する石油製品の代金の実費精算に関する特約条項…7
 - 暫定的な経費率適用に係る代金の確定に関する特約条項…9

2 特約条項等が同一の契約書に複数添付されている場合のコード付与は次による。

- (i) 添付されている特約条項等が同一の契約方法に属する場合は、当該特約条項等の代金の確定に係る金額の割合が大きい方の特約条項等について記入すること。
- (ii) 添付されている特約条項等が異なった契約方法に属する場合は、概算契約、準確定契約の順でそれぞれの契約方法に属する特約条項について記入すること。

(出典) 防衛省作成

代金内訳

消費税及び地方消費税抜価格	¥260,000,000.-
消費税及び地方消費税額	¥26,000,000.-
<hr/>	
代金	¥286,000,000.-

(出典) 防衛省作成

- ・ 潜入支援プラットフォームの事業内容如何。
- ・ 潜入支援プラットフォームが自衛隊の意思決定にどれくらい関与するのか
- ・ 潜入支援プラットフォームが ROE 及びデフコンにどのように影響を及ぼすのか

- 潜入支援プラットフォームは、隊員の自己位置、隊員が収集した情報などを従来よりも迅速かつ正確に処理・集約・共有できるとされているシステムであるが、部隊の指揮官の意思決定を補佐し得るものであり、意思決定を指揮官が行うことは当然の前提である。
- ご指摘の事業については、当該システムが陸上自衛隊の部隊における使用に効果があるか否かの観点などから検証を進めているところである。
- 今後、検証成果を踏まえて、導入の適否等を検討していくこととしており、現時点において導入の見通しについて決まったものはない。

○報道された事業以外の防衛省におけるパランティア社との契約実績について

- 過去 5 年度（令和 3 年度から令和 7 年度まで）分について確認したところ、パランティア社と防衛省が契約した物品・役務はご指摘の「潜入支援プラットフォーム（ターゲット情報処理装置）」以外には確認できなかった。

令和 8 年 7 月 10 日
調査及び立法考査局
行政法務調査室・課

◆御依頼日：7月10日

◆御依頼内容

海外ではデータ主権と安全保障の両面でリスクが大きいため、パランティアのシステム導入を見送ったというニュース

御依頼について、次の資料を御提供いたします。

♥【フランス】政府が、パランティアからチャップスビジョン（フランス企業）への切替を発表

♥【英国】ロンドン警視庁がパランティアとの契約拒否

国民医療制度（NHS）がパランティアとの契約見直し

♥【ドイツ】軍の契約対象からパランティアを除外

♥【デンマーク・オランダ】政府がパランティアとの契約を見直す意向

♥【スイス】データ主権・米情報機関のアクセスを理由にパランティアのソフトを導入をせず

資料1 「欧州、進む脱・米テック 情報機関で国産ソフト採用」『日本経済新聞』2026.6.25.

【ドイツ】警察がパランティアのシステムを導入していたが、それを認める州法を憲法裁判所が違憲と判断（ワンクリックで容疑者と周辺の人物を区別せずに警察が包括的プロファイルを作成できることを問題視）

資料2 フロントラインプレス「AI とビッグデータを駆使した新しいタイプの“軍需産業”」（【やさしく解説】AI で攻撃目標を分析、“軍需企業”パランティアの実態...イラン戦争でも脚光、高市首相会談で懸念も）『JB press』2026.3.13. <<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/93731?page=4>>

資料3 昼間たかし「「欧州主要国は拒否」でも、高市政権が「米国で急成長の AI 監視企業」に接近する不可解」『現代ビジネス』2026.3.18. <<https://gendai.media/articles/-/165211>>

行政法務課 高澤 美有紀（内線：衆議院から 98-22100 / 参議院から 970-22100）

業種	作成したとき	第三者提供するとき	
	匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目	匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目	提供の方法
保健・福祉業	<ul style="list-style-type: none"> 性別 生年月 医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等） 診療報酬明細書の受診履歴 健診の受診履歴 	同左	電子的な通信手段
インターネット関連サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 性別 年代 業種／職種 住所（都道府県のみ） ご利用年月 サービス利用状況／履歴 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 記録媒体による提供 電子メールによる提供 サーバーへのアップロードによる提供
社会福祉法人	<ul style="list-style-type: none"> 性別 年齢 障害状態区分 障害認定日 障害年金受給開始日 問診項目データ（既往歴、生活習慣等） 病院・その他医療機関の履歴 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 第三者が匿名加工情報を利用できるようサーバーにアップロード 外部記録媒体を郵送
保険業	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険契約のお引き受けに関して取得した情報 —別、生年月、住所(市区町村単位)、告知事項、健康診断結果（身長、体重、健診数値） 保険契約の内容に関する情報 —契約年月、保険商品、保障額、保険料額、保険料払込方法、Vitality プログラ 	同左	パスワードにより保護された電子ファイルを外部記憶媒体で手交

業種	作成したとき	第三者提供するとき	
	匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目	匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目	提供の方法
	ムにおける健康増進活動データ		
医療業	<ul style="list-style-type: none"> • DPC データ <ul style="list-style-type: none"> — 診療録情報 — 診療報酬明細書情報 • レセプトデータ <ul style="list-style-type: none"> — 医療機関情報 — 保険者情報 (郵便番号、生年月日、保険者番号) — 診療行為情報 — 医薬品情報 — 特定器材情報等 	同左	データを暗号化後、提供先が運用管理するサーバーへのアップロードまたは、外部記録媒体を郵送する方法で提供

現在公表している事業者のうち、このほかの項目について、法令で求められている以上の公表を積極的に行っている事業者が見られた。例えば、安全管理措置について何らかの記載がある事業者は、公表事業者の 23.8%にもなる。また、具体的な加工方法について記載がある事業者は 6.8%、第三者提供先について明記している事業者も 2.8%程度ではあるが存在した（第三者提供時の公表をしている事業者は 501 社中 95.8%の 480 社である）。

また、本年度調査では、匿名加工情報の作成・第三者提供に関する公表において、以下のような特徴的なケースが見られた。

- ・ 求人募集に関するデータの匿名加工情報の作成・第三者提供について公表している事業者が多く見受けられた（29 件、全体の約 21.5%）。全ての事業者が個人に関する情報の項目は 1. 生年、職業、性別、応募履歴、応募先履歴、2. サービス利用履歴（閲覧・検索等あらゆる行動履歴に該当する情報を含む）であり、提供の方法も「電磁的な方法による送信」と統一されている。これらの事業者は事業規模が小さく、ホームページを保有していない場合もあるが、保有している場合でも当該ホームページとはリンクがないため、ホームページからは見つけにくい。おそらく、求人募集サイトが掲載企業にプライバシーポリシーの雛形を提示しており、それに従ったため画一的な記載になっていると思われる。

個人情報保護委員会がチェックして、そういった、何に使われているか、どんな目的の事業が進んでいるかということのリスト化して、その目的や業態からデータの機微性というものを推測しながらあらかじめチェックをしていくというようなことも考えています。

その際に、やはり個人情報保護委員会がどんなふうに監督をしていくかということ、その方針をしっかりと世間というか周知をして、こういう方針で監督をしていきますよということ、きちんと明らかにした上で、この二つ目のリスクについて対応していきたいというふうに思っています。

このように根本的に事後規制の枠組みを強めるということ、この特例法を使ってその事後規制のところは今言ったようなリスク管理をしてまいりますということとは私からも明確にお答えをしておきたいと思えます。

○岸真紀子君 監視、監督はまた後の質問で再度お伺いをいたします。

やっぱり、いろんなことで制限があるんだよというふうにはおっしゃるんですが、一方で、やっぱり事業者任せとなっているということは残念ながら否定ができません。ではないかというふうな考えでいます。ましてや、サイバー攻撃も多くなってきた中で本当に大丈夫なのかということ、逆で言うと、むしろここが入口段階で緩

いがゆえに、大手企業や歴史ある事業者は、恐らく信頼が高いので情報を集めることができるかもしれない、でも逆に、スタートアップ企業とか新しいところ、中小は、残念ながら、余りにもこれ、出す方の提供元として信頼していいのかわからない、かというのを非常に見付けにくいのではないかと、いった懸念もあるんです。逆に、だから、この法案によって邪魔をしてしまうのではないかと、このところが、私はこの認定制度みたいなものがないがゆえにできてしまっているのではないかと、このように考えています。

次の質問に入ります。

この法案では、国民の皆さんの個人情報、本人の知らないところで何をどれだけ渡すかわからないという不気味さが不安を感じているという声をいただいています。

松本大臣、何の情報をどの程度第三者に提供されるのか、またいつ提供されたのかなど、あくまでもこれ提供元事業者と提供先事業者の合意内容によるということなのでしょうか。国民の皆さんは自分で調べに行かなければ提供がされているかどうかというのとは分らないという理解でよいのか、お答えください。

○国務大臣(松本尚君) 具体的に何の情報ということは、それぞれその目的によって違いますから明確に答えることはできないんですけれども、

仰せのとおり、提供元と提供先に関する事業者の名称とか、それから統計作成等の内容とか、こういうことはきちんと義務として公表しろということになっております。まずここが一番大事なところで、その公表の申しつけについては、先ほど申し上げたとおり、我々からしっかりと指針を出すということ、でございます。その中で、個人情報とか本人が容易にこの公表事項を把握できるように、検索性の高い内容で公表するということも担保したいと思っております。

確かに、今委員おっしゃるように、本人が積極的に探しに行かなきゃならぬところについてはおっしゃるとおりだというふうに思っていますけれども、非常に探しやすいようにしておく、そして、本人だけに任すんじゃない、あるいは事業者者に任すんじゃない、個人情報も、先ほど申し上げましたように、どんな事業が進んでいるかというのをきちんとリスト化してウオッチをしていくということとは担保していきたいと思っております。

○岸真紀子君 大事なところなので参考人で構いません。

その公表するものというのは、例えばですよ、例えば住所とか名前とか生年月日とかというふうなものも提供しているというふうに分かるような出し方なのかというのはどうなんでしょう、そこ。



ホームページ上とかで出すのかどうか。

○政府参考人(佐脇紀代志君) お答え申し上げます。

子細につきましては、本法案をお認めいただいた際には運用について検討していくことになりませんが、こういったデータが必要で、必要な限り提供しているということをしつかり説明する意味では、今おっしゃった、住所は要らないとか、名前も要らないとか、そういうことが分かるように公表するのが法の趣旨に即した方法であろうかというふうに認識はしております。

○岸真紀子君 私が言いたいのは、だから、見に行ったときとかでも、何の情報がこの事業者に渡されているよというふうにならんと分からないと公表にならないということなんです。もちろん、その個情委としてもきちんと分かるようにしますよというのはいいんですが、例えば医療情報とかであれば、この病院はどういった情報をどれだけ出しているかというのがちゃんと分かるようにしないとか公表の意味がないということなので、そこは大丈夫ですか。もう一度、済みません。

○政府参考人(佐脇紀代志君) お答え申し上げます。委員御指摘の趣旨に即した公表内容にするようにいたします。

○岸真紀子君 どうしても後でとなるから、最近問題なんですよ。いろんな法案が後で決めるとな

ってくる、国会が関与できなくなってくるというのも実は問題だということで、言っておきます。

次に、提供先事業者から更にその先への提供はどうかというのを確認させていただきます。

再提供は禁止されているということによろしいでしょうか。

○政府参考人(佐脇紀代志君) お答えいたします。

御指摘のとおり、再提供は法律で禁止されております。

○岸真紀子君 先ほどもありましたが、二次提供はされないということは今で確認しましたが、一方で、委託は、先ほどあつたとおり、委託は可能であるというところで、その委託の方はきちんと情報が漏れないようにするという契約の下に進めていく、これももう一度確認をお願いします。

○政府参考人(佐脇紀代志君) 委託につきましては、現行法でしっかりと規律されておりましてけれども、おっしゃるとおり、委託元が委託先をしっかり監督した状態の中で漏れないように責任を持つて対応するというふうかと思えます。

○岸真紀子君 ありがとうございます。次に、稲谷参考人は、個人データとならないようになることが当然の条件であるとおっしゃっていましたし、石川参考人も、本人の権利利益を害

するおそれのないことが前提であるとおっしゃっていました。

しかし、統計分析的な使い方をしているかどうかを監視、監督するのはどこなのか。これ、先ほどの続きになります。国でするのか、デジタル庁でやるのか、個人情報保護委員会なのか、それとも企業なのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(佐脇紀代志君) 個人情報保護法の諸規律に関連する監視、監督は、私どもが所属いたします個人情報保護委員会で行います。

○岸真紀子君 ということは、個人情報保護委員会がきちんとその後も統計分析的な使い方をしているかどうかというのを監視、監督していくというお答えをいただきました。

次に、提供先である統計利用する事業者に認可制度がないというふうな、先ほど私も問題は問題だと言ったんですが、全てが善良な企業とは限らないことを考えておくことはやっぱりこれ必要ではないかと思えます。むしろ、何かあった場合を考えずに信頼を失うことになれば、提供元事業者も提供先事業者も痛手があるというか、大きいからです。

先ほどは通常時の監督があるのかどうかを聞きましたが、問題が、この統計特例によって問題が発生した後の処理についてお伺いをします。個人情報保護委員会は、どのような初動を取っ

令和8年7月6日
宮内庁書陵部編修課

神武天皇以来、男性皇族で、かつ、皇位継承権がない方はおられたか

旧皇室典範が定められてからは、皇族男子は皆皇位継承の権利を有する者とされたが、それ以前においては、皇位継承資格に関して明文化されたものがないところ、現時点で宮内庁として史料に基づき確認できる限りで申し上げれば、ご指摘のような例は確認できない。

〔『皇室制度史料 皇族一』（第一章総説 第一節皇族の呼称）P11より抜粋〕

『皇室典範義解』第七章 皇族 第三十条

恭テ按スルニ、(中略)

皇族トハ、凡皇胤ノ男子及其ノ正配、及皇胤ノ女子ヲ謂フ、凡ソ皇族ノ男子ハ、皆皇位継承ノ権利ヲ有スル者ナリ、(略)

令和8年7月10日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料